

諮問番号 : 令和5年度諮問第2号(令和5年4月11日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第5号(令和5年10月24日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和4年11月14日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第3項の規定による生活保護申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、処分庁に対し、法による保護(以下「保護」という。)の申請をしたが、処分庁は、本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

1 審理手続における主張

(1) 処分庁は、審査請求人が親族とほとんど連絡を取っておらず、また、6年程前に一時実家に戻っていた際に、父から「殺すぞ」と言われ、殴られそうになり危険を感じたため警察を呼んだことがあると伝えておいたにもかかわらず、親族に対して連絡をした。

(2) 処分庁は、審査請求人の父、母及び弟が、審査請求人に対し、金銭的援助をすることができないにもかかわらず、脅し、圧力をかけ、金銭的援助をすると言わせた。

(3) 処分庁の職員の態度は、反社会的勢力のようである。

2 当審査会の調査審議手続における主張

審査請求人は、当審査会に対し、令和5年5月5日付け及び同年同月9日付け主張書面を提出し、上記1に記載した内容に加え、以下のとおり主張した。

反社会的勢力のような態度を取る処分庁の主張を完全擁護する審理員の態度は不適切である。審理員は審理する立場なので、中立の立場で、事実に基づいて、ガイドラインに則り、総合的に冷静に判断すべきである。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分については、処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人が父及び母の支援を拒否する理由は、父から暴言や暴力を受けそうになり警察を呼んだことがあるからというものであるが、父母や弟はそのような事実はないと述べており、審査請求人は当時の経緯や詳細をよく覚えていないと言う。もっとも、新聞配達のために早起きする父と昼夜逆転の生活をする審査請求人との間で口論となったことがあるとのことであり、審査請求人の言う暴言又は暴力はこれを指すものとも考えられるが、審査請求人の身体等に危害が及ぶほどの激しいものであったと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、審査請求人は、感情的な理由により父及び母の支援を拒否しているものといわざるをえない。また、弟の支援についても、やはり感情的な理由で拒否しているといわざるをえない。審査請求人は、扶養を受けようと思えば受けることができるにもかかわらず、感情的な理由によりこれを拒むものであるから、保護を受けることができない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、意見書の内容や事件記録を踏まえ整理し確認したところ、適正であったと認められること。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 4月11日	諮問
令和5年 6月20日	審議（第21回第1部会）
令和5年 9月29日	審議（第22回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

事件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、家賃を滞納し、住居からの退去を迫られていたことなどから、処分庁の事務所を訪れ、保護について相談した。その際、審査請求人は、〇〇市内に実家があり、実家には父及び母がいること及び実家の隣には弟が住んでいることを話した。また、父から暴言や暴力を受けそうになり警察を呼んだことがあることから、父とは関わりを持ちたくないと訴えた。なお、処分庁の職員が父及び母の連絡先を聞くと、実家を出た後連絡を取っていないとして、回答を拒否した。（乙第1号証）
- (2) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、処分庁の事務所を訪れ、保護の申請をした。その際、処分庁の職員が親族の扶養について確認すると、審査請求人は、父から暴力を受けそうになり警察を呼んだことがあり、父から何をされるかわからないから、父及び母には扶養照会をしないで欲しいと訴えた。これに対し、処分庁の職員が実家を出た後父からの干渉があったかと聞くと、一切ないと答えた。また、父から暴力を受けそうになった経緯や詳細を聞くと、よく覚えていないと答えた。また、弟については、最近連絡を取っていないと話すものの、処分庁の職員に対し電話番号を教え、特段関係が悪いわけではない様子であった。（乙第1号証）
- (3) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人の訴えを踏まえ、父及び母ではなく弟に対し電話により調査を行った。弟は、父の審査請求人に対する暴力について、父及び母の家の隣に住んでいるので警察を呼ぶようなことがあれば当然知ることとなるが、そのようなことはなかったとし、そもそも父は暴力

をふるうような人ではないと述べた。また、審査請求人は、昔から物事を大げさに話す傾向があるとも述べた。なお、弟は、審査請求人に対する支援について、家賃滞納額の18万円程度であれば支援することができるとし、また、精神的な支援も可能であると述べた。（乙第1号証）

(4) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、弟に対する調査結果を踏まえ、父による暴力の恐れはないと判断し、父及び母宅を訪れ、調査を行った。父及び母は、審査請求人との関係について、父の審査請求人に対する暴言等はなく、警察沙汰になったこともないこと、審査請求人は高等学校を卒業後東京の専門学校へ行き、その後戻らなかったこと、平成29年頃に一度戻ったが、2か月程でまた出て行ったこと、父と審査請求人は連絡を取っていないが母と審査請求人はたまに連絡を取っていること、審査請求人の住所は知っており、母が訪ねたこともあることなどを話した。また、扶養について、実家に戻って来るならば引き取って扶養することができ、家賃滞納額程度の支援もすることができると述べた。（乙第1号証）

(5) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、処分庁の事務所において、審査請求人に対し、審査請求人の父及び母が審査請求人を引き取ってもよいと言っていることを伝えた。そして、扶養を受けられる場合は扶養が保護に優先することなどを説明し、実家に戻ることを提案した。これに対し、審査請求人は、「暴力を受けそうになった場所に戻れるわけがない」などと大声を出し始め、他の来所者の迷惑となるため制止するも聞き入れず、処分庁の職員を指差し「この人は（生活保護の仕事に）向いていない。」などと大声を出し続けた。このため、処分庁の職員は、退所を通告し、面談を終了した。なお、面談終了後、審査請求人は処分庁の職員が保護の権限を笠に実家に戻れと脅すとして警察に通報し、処分庁の事務所に警察官が臨場する事態となった。（乙第1号証）

(6) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、審査請求人の父及び母宅を訪れ、審査請求人が実家に戻ることを強く拒否したことを伝えた。そして、改めて審査請求人に対する支援の方法について確認すると、父及び母からは、仕事を見つけて自立するまでの間の金銭的支援をすることができるとの回答があった。ただ、審査請求人の弟が「両親がお金を出すくらいなら自分が出す」と言っているとのことであり、弟との調整が必要とのことであった。（乙第1号証）

(7) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人の弟から処分庁に電話があり、父及び母は今回の件にショックを受けて精神的に疲弊しているため、審査請求人への支援の話は、今後自身を通してして欲しいとの要望があった（乙第1号証）。

- (8) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、処分庁の事務所において、審査請求人の弟に対し、同月〇〇日に審査請求人の父及び母から金銭的支援の意向が示されたことを伝えた。これに対し、弟は、審査請求人が住居からの退去を迫られていることを踏まえ転居費用を支援するとし、また、自立するまでの間、生活扶助の最低生活費相当額である月額75,000円の支援をする意向を示した。そして、そのことを記載した扶養届書を処分庁に提出した。なお、弟によれば、処分庁から初めて電話があった令和〇年〇〇月〇〇日以降、審査請求人に対し、LINEメッセージを送っているが返事がないとのことであった。また、審査請求人の銀行口座がわからないため、金銭支援の意向があることをLINEメッセージで伝え、返事があったら現金書留により送るとのことであった。さらに、審査請求人が一時実家に戻っていた際の審査請求人と父の関係について処分庁の職員が尋ねると、弟は、新聞配達のために早起きする父と昼夜逆転の生活をする審査請求人との間で生活のリズムが合わず、口論となり、自身が仲裁に入ったことがあったと述べた。(乙第1号証、乙第2号証)
- (9) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、審査請求人宅を訪れたが、審査請求人は出て来なかった。エアコンの室外機が動いており、室内にいると思われたため30分ほど後に再度訪れたが、やはり審査請求人は出て来なかった。このため、処分庁の職員は、親族から当面の生活費と転居費用の支援の申出があったこと、親族の援助が得られる場合は保護に優先して援助を受ける必要があることなどを記載した連絡票を郵便受けに投函した。(乙第1号証)
- (10) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、審査請求人の弟に、同月〇〇日以降審査請求人と連絡が取れたか確認した。弟によれば、LINEにより金銭的支援をする旨のメッセージを送っているが、返事がないとのことであった。また、審査請求人は支援を受けることを嫌がっていると思われ、一方的に現金書留を送るわけにもいかないもので、しばらく返事を待つとのことであった。(乙第1号証)
- (11) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、審査請求人宅を訪れたが、審査請求人は出て来なかった。エアコンの室外機が動いており、室内にいると思われたため30分ほど後に再度訪れたが、やはり審査請求人は出て来なかった。なお、令和〇年〇〇月〇〇日に投函した連絡票は抜き取られていた。このため、処分庁の職員は、親族から当面の生活費と転居費用の支援の申出があったこと及び親族の援助が得られる場合は保護に優先して援助を受ける必要があることを記載した連絡票を郵便受けに投函した。(乙第1号証)

- (12) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、審査請求人宅を訪れたが、審査請求人は出て来なかった。エアコンの室外機が動いており、室内にいると思われたため30分ほど後に再度訪れたが、やはり審査請求人は出て来なかった。なお、令和〇〇年〇〇月〇〇日に投函した連絡票は抜き取られていた。このため、処分庁の職員は、親族から当面の生活費と転居費用の支援の申出があったこと、親族の援助が得られる場合は保護に優先して援助を受ける必要があること及び親族からの援助の申出があるので保護は適用されないこととなることを記載した連絡票を郵便受けに投函した。(乙第1号証)
- (13) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員は、審査請求人の弟に電話をし、状況を確認した。弟によれば、審査請求人に対し、LINEメッセージを送ったり、電話をかけたりしているが、返事がないとのことであった。また、審査請求人は支援を受ける気がないと思われ、このまま返事はないかもしれないが、申出があればいつでも支援するとのことであった。(乙第1号証)
- (14) 処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日付けの本件処分により、審査請求人の保護の申請を却下した(乙第1号証、審査請求書に添付されている保護却下通知書)。

2 法の規定等

(1) 法

ア 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」

イ 法第6条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第6条 略

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3から5まで 略」

(2) 民法

民法（明治29年法律第89号）第877条は、扶養義務者について、次のとおり規定している。

「第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2及び3 略

」

（3）局長通知

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第5の2は、扶養能力の調査について、次のとおり定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子ども預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

(2) 次に掲げる者（以下「重点的扶養能力調査対象者」という。）については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその

居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イからエまで 略

(3)から(6)まで 略 』

イ 局長通知第11の1(2)は、保護申請時における助言指導について、次のとおり定めている。

「(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。 』

(4) 扶養事務連絡

ア 「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」（令和3年2月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「扶養事務連絡」という。）2は、扶養に関する調査の手順について、次のとおり定めている。

「2 扶養に関する調査の手順

扶養に関する調査の手順については、問答集の第5に記載しているとおりであるが、改めて以下のとおり周知する。特に、扶養照会は、(1)から(3)までの作業の結果、「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に対して行うものであることに注意する必要がある。

(1) 保護の実施機関が行う扶養に関する調査は、まず扶養義務者の存否の確認から行う。この作業は、要保護者からの申告を基本としつつ、必要に応じて戸籍謄本等によって行う。

(2) 存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞

き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行う。この可能性調査においては、金銭的援助だけではなく、精神的な支援の可能性についても確認を行う。なお、この可能性調査の判断の詳細について、下記「3 扶養義務履行が期待できない者の判断基準」でお示しするものである。

- (3) 可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、個別に慎重な検討を行った上で、当該扶養義務者を直接照会することが真に適当でない場合又は扶養の可能性が期待できないものとして取り扱い、扶養照会を行わないこととして差し支えないものとしている。ただし、当該扶養義務者が生活保持義務関係にある者（保護の実施要領上、夫婦及び親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。）に対する関係としている。）である場合は、関係機関等に対する照会（以下「関係先調査」という。）を行うこととしている。

(4) 略

イ 扶養事務連絡3は、扶養義務履行が期待できない者の判断基準について、次のとおり定めている。

「3 扶養義務履行が期待できない者の判断基準

2にお示ししたとおり、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、扶養の可能性がないもの等と取り扱うことができ、その場合は扶養照会を行わないものであるが、今般の改正において、当該扶養義務履行が期待できない者への該当に係る判断基準の明確化を図っている。この判断に係る運用上の留意点については以下のとおりであるので、参照されたい。

(1) 「扶養義務履行が期待できない者」の類型について

「扶養義務履行が期待できない者」について、課長通知第5の間2及び問答集の間5-1でお示ししている内容を整理すると、以下の3類型を例示している。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養

義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）

- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

(2) 略

(5) 生活保護問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問5-9には、扶養義務における感情問題について、次の問答がある。

「問5-9 〔扶養義務における感情問題〕

保護申請中の要保護者が、扶養義務者が十分に扶養能力があり、かつ扶養する意思があるにもかかわらず、次のような事情で扶養を受けることを拒んでいる場合、本人の意思を尊重し、直ちに保護してよいか。

- (1) 相当長期間にわたって扶養されていたが、これ以上扶養を継続してもらうことは扶養義務者に対して道義上できないと申し立てている場合
- (2) 過去に交流があったが、最近になって感情的な対立があり、扶養義務者の扶養を受けるくらいなら死んだ方がよいと申し立てる場合
- (3) 扶養義務者の側は、近隣に居住していることもあり、本人が毎月直接お金を取りに来れば扶養すると申し立てているが、本人は、「金をもらいに行けばいろいろと説教されるので絶対に嫌だ」と拒否している場合

(答) 設問の場合は、いずれも権利者と義務者の間の感情問題のために権利者が義務者の義務の履行を欲しない場合と思われる。このように扶養の問題はきわめてデリケートな側面があり、しばしば感情的な問題を発生しやすいので慎重な対応が求められるところであるが、一方で単に感情的な理由のみによって受けられる扶養の履行を受けないということでは、保護の補足性の原理にもとることとなる。したがって、直ちに保護を行うことは適当ではない。

(1)の場合については、過去において長期にわたり扶養が行われていたのであれば、扶養義務者の側にこれを中断すべき事情が発生しない限り、本人に生活保護制度の趣旨を懇切にいねいに説明し、継続して扶養を受けるよう理解させるべきである。

(2)の場合については、過去において交流が続いていた関係上、その感情的な対立は一時的なものである場合が多いと思われる。少なくとも扶養義務者の側には扶養をしようという意思は見られるわけであるから、まずこの対立を解消させるよう必要に応じて仲介するなど、円満な扶養義務の履行を図ることが望まれる。

(3)の場合については、扶養義務者の側が扶養の履行と引き替えに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合であれば別として、設問のような場合は申請者の感情によってこれを拒否しているものと認められるので、さらに申請者を説得するように努める必要がある。ただし、申請者が病弱のために歩行が困難であるなどの事情がある場合には、扶養義務者の側に金銭を郵送するよう依頼することなども必要である。

以上、いずれの場合も扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。』

3 本件処分について

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるものとされている。このため、扶養義務者の扶養を受けることができる要保護者は、保護を受けることができない。このことは、扶養を受けようと思えば受けることができるにもかかわらず、感情的な理由によりこれを拒む要保護者についても同じである。

これを本件について見ると、審査請求人には父、母及び弟がおり、父及び母は、審査請求人に対する支援について、審査請求人を実家で引き取ることを申し出ている。しかし、審査請求人は、これを拒否するものである。審査請求人が父及び母の支援を拒否する理由は、父から暴言や暴力を受けそうになり警察を呼んだことがあるからというものであるが、父及び母はそのようなことはないと言い、弟も父及び母宅でそのようなことがあれば隣に住む自身が気

付かないはずがないとして否定している。一方、審査請求人は、当時の経緯や詳細を聞かれてもよく覚えていないと言う。もっとも、審査請求人と父の間では、新聞配達のために早起きする父と昼夜逆転の生活をする審査請求人との間で口論となったことがあるとのことであり、審査請求人の言う暴言又は暴力はこれを指すものとも考えられるが、父が昼夜逆転の生活をする審査請求人に対し注意をしたとしてもそれがおかしいこととはいえ、また、その口論が審査請求人の身体等に危害が及ぶほどの激しいものであったと認めるに足りる証拠もない。そうすると、審査請求人は、感情的な理由により父及び母の支援を拒否しているものといえる。

また、弟は、審査請求人に対し、滞納している家賃、転居費用及び生活費の支援を申し出ている。しかし、審査請求人は、弟から金銭的支援をする旨のLINEメッセージを受けても、処分庁から親族が生活費と転居費用の支援を申し出ている旨の連絡を受けても、連絡を取らなかった。なお、弟は、審査請求人が連絡してこないことについて、審査請求人は支援を受けることを嫌がっていると思われるとしている。こうしたことからすると、審査請求人は、やはり感情的な理由により、弟の支援を拒否しているものといえる。

以上のとおり、審査請求人は、扶養を受けようと思えば受けることができるにもかかわらず、感情的な理由によりこれを拒むものであるから、保護を受けることができない。

したがって、処分庁が本件処分により審査請求人の保護の申請を却下したことに違法又は不当な点はない。

(2) 審理手続における主張について

ア 上記第3の1(1)の主張

審査請求人は、父から暴言や暴力を受けそうになったことがあることを理由に、親族に対する扶養に関する調査をするべきでないと主張するものであるが、扶養は保護に優先して行われるべきものであるから、処分庁としては、審査請求人がそのように主張するからといって、直ちに扶養に関する調査をしないこととすることはできないものと考えられる。

そして、処分庁は、審査請求人の主張を踏まえ、まずは父及び母とは別に住んでいる弟に対して電話による調査を行い、その結果、父による暴力の恐れはないと判断して父及び母に対する調査を行っており、扶養に関する調査は、審査請求人の安全に配慮し、適切に行われているものと認められる。なお、処分庁が行った調査を扶養事務連絡になぞらえて見れば、最

初に弟に対して行った調査が扶養事務連絡2(2)にいう可能性調査であり、その結果、父も「扶養義務の履行が期待できる」と判断されたことから、父及び母に対して直接扶養照会を行ったものと認められる。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

イ 上記第3の1(2)の主張

審査請求人は、処分庁が父、母及び弟に脅し、圧力をかけ、金銭的援助をすと言わせたというが、処分庁はこれを否定している。また、審査請求人の主張を裏付ける証拠もない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

ウ 上記第3の1(3)の主張

審査請求人は、処分庁の職員の態度が反社会的勢力のようであるというが、処分庁はこれを否定している。また、審査請求人の主張を裏付ける証拠もない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

(3) 当審査会の調査審議手続における主張について

上記第3の2に記載のとおり、審査請求人は、処分庁の主張を完全擁護する審理員の態度が、審理員の職務上の中立性等に照らして不適切であると主張する。この点、上記第5に記載したとおり、審査庁は、審理員による審理手続は適正であったと認められ、その事実認定及び法令解釈も、妥当であると考えられると説明している。当審査会としても、審理員意見書及び事件記録を基に、審査庁の説明を受け審査した結果、審理員は適正に審理手続を行い、その事実認定及び法令解釈も適正におこなわれているものと判断する。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵